

# 東総地区広域市町村圏事務組合職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和 46 年 9 月 27 日

条 例 第 1 0 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職員に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 9 月 20 日から適用する。